6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 362 単位）	×70/100	×70/100	×70/100	3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 ＋100単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定就労継続支援B型サービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋13単位	＋5/100	1日につき ＋50単位	1日につき ＋45単位	1日につき ＋200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき710単位	1日につき ＋46単位	1日につき ＋56単位	1月につき ＋3単位	1月につき ＋6単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）	1回につき ＋5単位 （6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）	1日につき －94単位	片道につき －47単位
		要介護2 （ 415 単位）																					
		要介護3 （ 470 単位）																					
		要介護4 （ 522 単位）																					
		要介護5 （ 576 単位）																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 380 単位）																					
		要介護2 （ 436 単位）																					
		要介護3 （ 493 単位）																					
		要介護4 （ 548 単位）																					
		要介護5 （ 605 単位）																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 558 単位）																					
		要介護2 （ 660 単位）																					
		要介護3 （ 761 単位）																					
		要介護4 （ 863 単位）																					
		要介護5 （ 964 単位）																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 572 単位）																					
		要介護2 （ 676 単位）																					
		要介護3 （ 780 単位）																					
		要介護4 （ 884 単位）																					
		要介護5 （ 988 単位）																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 645 単位）																					
		要介護2 （ 761 単位）																					
		要介護3 （ 883 単位）																					
		要介護4 （ 1,003 単位）																					
		要介護5 （ 1,124 単位）																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 （ 656 単位）																					
		要介護2 （ 775 単位）																					
		要介護3 （ 898 単位）																					
		要介護4 （ 1,021 単位）																					
		要介護5 （ 1,144 単位）																					
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 350 単位）																					
		要介護2 （ 401 単位）																					
		要介護3 （ 453 単位）																					
		要介護4 （ 504 単位）																					
		要介護5 （ 556 単位）																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 368 単位）																					
		要介護2 （ 422 単位）																					
		要介護3 （ 477 単位）																					
		要介護4 （ 530 単位）																					
		要介護5 （ 585 単位）																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 539 単位）																					
		要介護2 （ 631 単位）																					
		要介護3 （ 728 単位）																					
		要介護4 （ 824 単位）																					
		要介護5 （ 921 単位）																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 552 単位）																					
		要介護2 （ 654 単位）																					
		要介護3 （ 754 単位）																					
		要介護4 （ 854 単位）																					
		要介護5 （ 954 単位）																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 617 単位）																					
		要介護2 （ 729 単位）																					
		要介護3 （ 844 単位）																					
		要介護4 （ 960 単位）																					
		要介護5 （ 1,076 単位）																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 （ 634 単位）				3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 ＋100単位 1時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ＋150単位 1時間以上3時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 ＋250単位																	
		要介護2 （ 749 単位）																					
		要介護3 （ 868 単位）																					
		要介護4 （ 987 単位）																					
		要介護5 （ 1,106 単位）																					
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 （ 338 単位）																					
		要介護2 （ 387 単位）																					
		要介護3 （ 438 単位）																					
		要介護4 （ 488 単位）																					
		要介護5 （ 537 単位）																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 （ 354 単位）																					
		要介護2 （ 406 単位）																					
		要介護3 （ 459 単位）																					
		要介護4 （ 510 単位）																					
		要介護5 （ 563 単位）																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 （ 514 単位）																					
		要介護2 （ 608 単位）																					
		要介護3 （ 702 単位）																					
		要介護4 （ 796 単位）																					
		要介護5 （ 890 単位）																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 （ 532 単位）																					
		要介護2 （ 629 単位）																					
		要介護3 （ 725 単位）																					
		要介護4 （ 823 単位）																					
		要介護5 （ 920 単位）																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 （ 585 単位）																					
		要介護2 （ 703 単位）																					
		要介護3 （ 814 単位）																					
		要介護4 （ 926 単位）																					
		要介護5 （ 1,038 単位）																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 （ 611 単位）				3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 ＋100単位 1時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ＋150単位 1時間以上3時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 ＋250単位																	
		要介護2 （ 722 単位）																					
		要介護3 （ 835 単位）																					
		要介護4 （ 950 単位）																					
		要介護5 （ 1,065 単位）																					

サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）	
注 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからこまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）	

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目